

【事業者のみなさんへ】

大東市では、工業地域やその周辺において住宅と工場が混在する「住工混在」によるトラブルを防ぎ、良好な生活環境の確保と企業活動の継続・調和を図ることを目的に、「大東市住工調和条例」を制定しています。

本補助制度を活用する事業者におかれましては、本市における住工調和の趣旨を十分理解していただき、地域住民のみなさんと協力して事業を行っていただきますようお願い申し上げます。

課題

住工トラブルの状況

①市への苦情申し立て

- 住民からの苦情件数は大幅に増加しており、騒音の苦情が最も多い。

②企業からみたトラブル状況(アンケートによる)

- 住工トラブルは「既に生じている」「たいへん不安」が5割近く、トラブルの内容は「住宅立地で苦情」や「住宅立地で事業拡大が難しい」が多い。

③住民からみたトラブル状況(アンケートによる)

- 「大型車による歩行上の危険」「交通渋滞・路上駐車」と、交通に関する不満が多く、「騒音」も多い。

住工調和に向けた関係者の意向

①企業の意向(アンケートによる)

- 操業環境保全のため、「住宅建設の規制」「開発者からの入居者への説明」「跡地への事業所誘致」「住宅構造の規制」が期待されている。
- 住工交流は、多くの企業が重要性を認識し、参加・協力意向を持っている。

②住民の意向(アンケートによる)

- トラブル解決は「お互いの理解と協力が不可欠」と思っている方が多い。
- 住工調和対策での懸念は、「公害工場の立地」「騒音等の規制緩和」と、環境悪化を危惧。
- 住工交流は、過半が関心を示し、参加・協力意向を持っている。

基本方策

ものづくりと人の顔が見えるまち

基本とする視点

①操業環境の保全

事業所が集積している工業系用途地域の操業環境を保全し、創造していく。

②住工交流の促進

住民と事業所相互の理解と協力のため、住工交流を進める。

操業環境に関する基本方策

①住工調和のまちづくり宣言

●住工調和のまちづくりが必要であることを宣言し、条例化を検討する。

②地元協議の重視

- 大規模住宅が建設される場合、地元、行政、開発事業者が誠実に対応できる工夫を図る。
- 事業所転出跡地等に別の事業所が立地する際にも同様な工夫が望まれる。

③企業立地の促進

- 事業所転出跡地に、新たな事業所の立地を誘導する。
- このため、企業立地の優遇や、事業所用地の情報提供が必要である。

④都市計画的手法の検討

●住宅開発を抑制する都市計画的手法について、関連法規や条例の活用・改正等も視野に入れて検討する。

※住工調和基本計画の概要から抜粋

【問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号 大東市 産業・文化部 産業経済室

TEL:072-800-6258 (直通) FAX:072-870-9608 E-mail:sangyo_ki@city.daito.lg.jp

大東市 企業立地促進補助制度のご案内

大東市では、市内事業者や市内で新規立地を検討されている事業者を支援するため、大東市企業立地促進補助金制度を設けています。

この制度は、市内の産業集積地である工業地域・準工業地域において、新たに工場等を立地（土地の取得又は賃借、建物の新設・増設・建替え又は賃借）する事業者に対して補助金を最長5年間交付します。

令和8年度より、大東市内に事業所を有しない事業者に対して、新たに取得した設備に対する補助金を追加しました。

対象業種

○製造業 ○運輸業・郵便業 ○情報通信業 ○卸売業

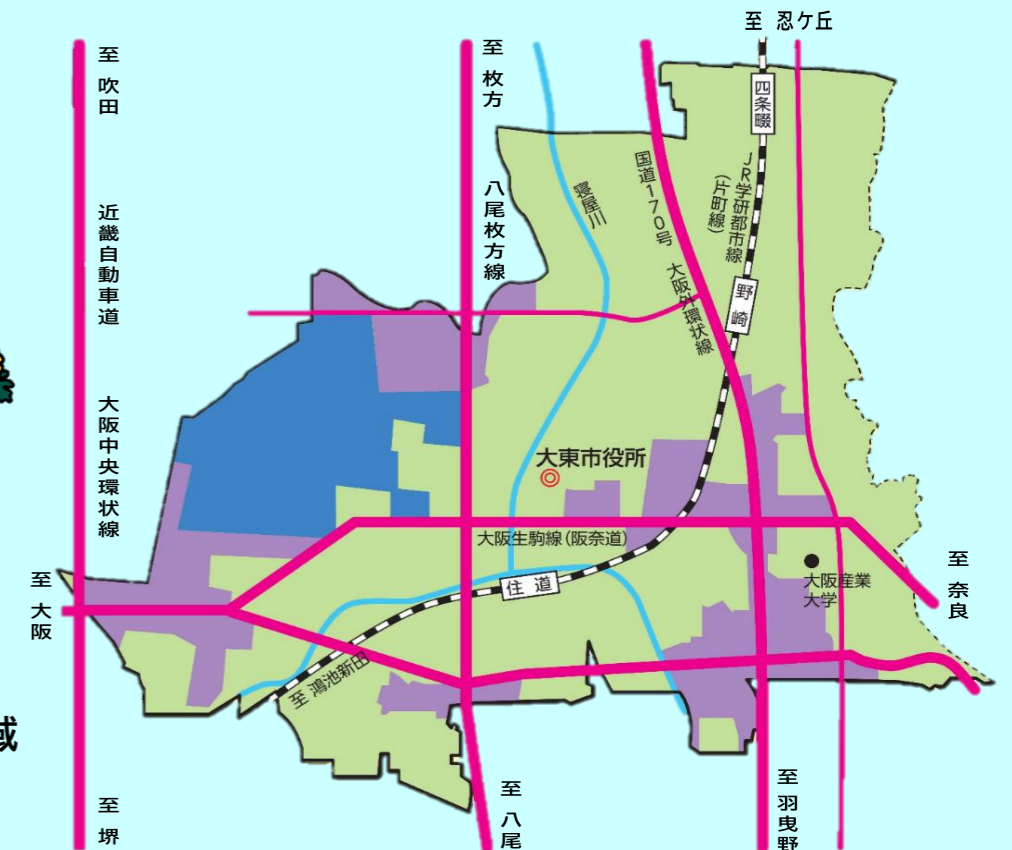
対象地域

本市内の工業地域・準工業地域

(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定)



■ 工業地域
■ 準工業地域



対象事業者と要件

土地・建物の
賃借でもO.K.

- ① 新たに敷地面積が 100 m²以上の土地を取得した事業者
- ② 延べ床面積が 100 m²以上の事業所を新設又は増設した事業者
- ③ 建て替えた後の延べ床面積が 100 m²以上の事業所を有する事業者
- ④ 新たに敷地面積 100 m²以上の土地を賃借した事業者
- ⑤ 新たに床面積 100 m²以上の事業所を賃借した事業者
- NEW** ⑥ 本市に事業所を有しない事業者のうち、合計金額 2,000 万円以上の設備を取得した事業者

100 m²から
補助対象!

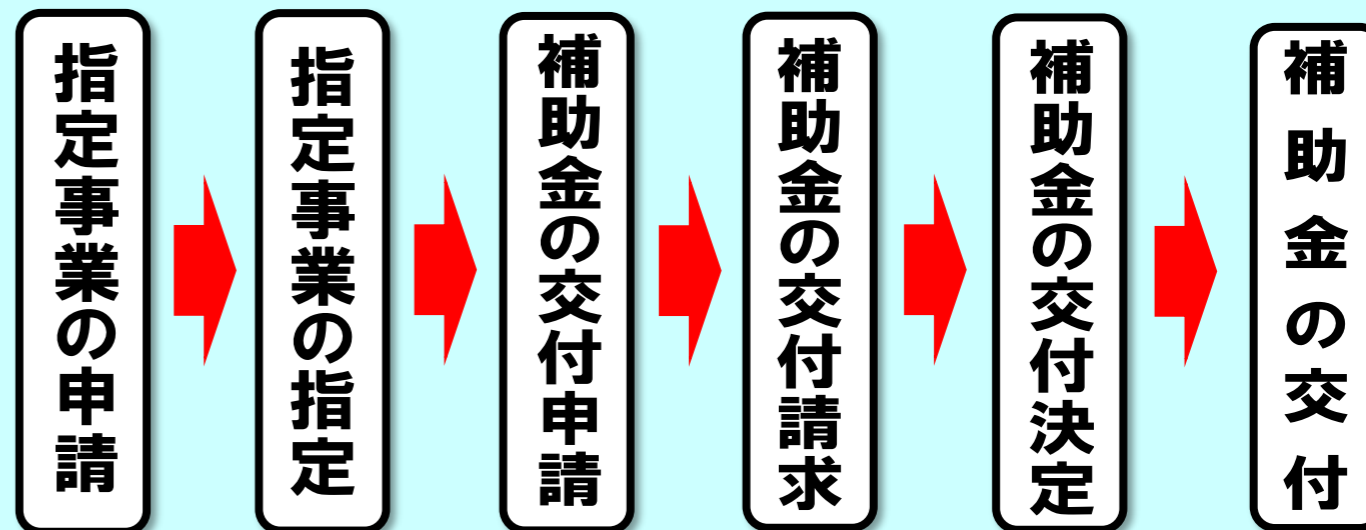
区分	要件
①②③ ④⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に直接供する土地又は建物であること ・対象となる土地又は建物を他の法人又は個人に賃貸していないこと
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借した建物の建築面積が 100 m²以上であること
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・本市内に事業所を有しない事業者であること ・事業の用に直接供する設備であること ・②（増設を除く）又は⑤に該当する事業者であること
①～⑥ 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納がない事業者であること ・暴力団の利益にならないこと

補助内容

区分	補助金額	期間
①②③	固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2	最長 5 年間
④⑤	土地の敷地面積又は建物の建築面積に以下の額を乗じた相当額 工業地域: 300 円 /m ² 準工業地域: 200 円 /m ²	最長 5 年間
⑥	固定資産税相当額の 1/2	最長 3 年間

※ 1 事業者当たり 1 年度 1,000 万円を限度。5 年間で最大 5,000 万円

手続きの流れ



毎年度手続きが必要！（最長 5 年）

	区分	提出が必要な書類
指定申請時	①～⑥ 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・大東市企業立地促進補助対象指定申請書（様式第 1 号） ・同意書（様式第 2 号） ・市長が必要と認める書類
	② ③	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により交付を受けた確認済証の写し ・建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を行ったときに添付した付近見取図、配置図及び平面図の写し
	④ ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・土地又は事業所の賃借に係る賃貸借契約書の写し
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産一覧表及び当該償却資産一覧表に記載のある設備を購入したことが分かる書類
交付申請時	①～⑥ 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・大東市企業立地促進補助金交付申請書（様式第 5 号） ・同意書（様式第 2 号） ・市長が必要と認める書類
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた設備に係る償却資産申告書（種類別明細書を含む。）の写し

申請書等の様式は
大東市ホームページ
からダウンロード
できます。



交付申請、交付請求
は電子申請システム
でも、申請できます。
※ ID 登録が必要です
(指定申請はできません)

